インターネット接続系に主たる業務端末・システムを配置するβ'モデルを採用する場合の追加監査項目を、次頁以降に示す。

Ħ,	項目	N <sub>o</sub> .	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリ ティポリシー ガイドラインの 例文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
S:情シム体強性向 報文全の靱の上		-	0	i)無害化処理 CISO Xは統括情報セキュリティ責 任者によって、LGWAN接続系にイ ンターネット接続系からファイルを 取り込む際に、以下の対策が実施 されている。 ・ファイルや画像PDFに変換 ・サニタイズ処理 ・インターネット接続系において内 容を目視で確認するとともに、未知 の不正プログラム検知及びその実 行を防止する機能を有するソフト	□システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、 LGWAN接続系にインターネット接続系からファイルを取り込む際に、ファイルがらテキストのみを面像PDFに変換、サータイズ処理、インターネット接続系において内容を対処理、インターネット接続系において内容を上独で確認するとともに、未知の不正プログラム検知及びその実行を防止する機能を有するフトリュアで危険因子の有無を確認するなどの対策が実施されているか確かめる。	3.(3)	1	・無害化の処理方法が 複数ある場合は、それ ぞれの方法について実 施状況を確認する。
		2	0	ii ) LGWAN接続系の画面転送 CISO Xは統括情報セキュリティ責 任者によって、以下の対応が全て 実施されている。 ・インターネット接続系の業務端末 からLGWAN接続系のサーバや端 たりモートデスクトップ形式で接続 されている。 ・LGWAN接続系からインターネット 接続系へのデータ転送(クリップ ボートのコピー&ペースト等)が禁止 されている。ただし、LGWANメール やLGWANがらの取り込み、業務で 必要となるデータの転送(フリップ は、中継サーバやフィアウォール 等を設置し、通信ボート、IPアドレ ス、MACアドレス等で通信先を限 定することで可能とされている。	□システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書	監査資料のレビューとCISO又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、インターネット接続系の業務端末からLGWAN接続系のサーバや端末を利用する場合は、仮想化されたリモードブスケルブ形式で接続されていることを確認する。さらに、LGWAN接続系れていることを確認する。さらに、LGWAN接続系れていることを確認する。さらに、LGWAN接続系れていることを確認を表れたLGWANメールやLCWANからの取り込み、業務で必要となるデータの転送のみが許可されていることを確かある。	3.(3)	1	

	N o A	必		監査資料の例		情報セキュリティポリシーガイドラインの例文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
	ю	0	ii) 未知の不正プログラム対策 (エンドポイント対策) 総括情報セキュリティ責任者及び 情報システム管理者により、パター アマッチング型の検知に加えて、 セキュリティ専門家やSOC等のマー オージドサービスの運用によって、 以下の対応が全て実施されている。 が、サービスの運用によって、 以下の対応が全て実施されている。 場本等のエンドポイントにおけるシア フトウェア等の動作を監視し、未知 及び既知のマルウェア等による悪 意ある活動を示す異常な挙動を監 視・検出・特定する。 ・異常な挙動を検出した際にプロ セスを停止、ネットワーケからの論 理的な隔離を行う。 ・インシデント発生時に発生要因の 詳細な調査を実施する。	□システム構成図 □システム設計書 □機器等の設定指示書 □運用手順書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、パターンマッチング型の検知に加えて、セキュリティ専門家やSOC等のマネージドサービスの運用によって、端末等のエンドポイントにおけるソフトウェア等の動作の監視がされていること、未知及び既知のマルウェア等の具常な挙動を検出した際のプロセスの停止、異常な挙動が検知された場のプロセスの停止、異常な挙動が検知された場のプロセスの停止、異常な挙動が検知された場です。ことを確かある。	3.(3)	I	
	4	0	iv)業務システムログ管理 総括情報セキュリティ責任者及び [ 情報システム管理者によって、イン [ ターネット接続系の業務システムの [ ログの収集、分析、保管が実施さ ロれている。	<ul><li>□システム運用基準</li><li>□ログ</li><li>□システム稼動記録</li><li>□障害時のシステム出力</li><li>ログ</li></ul>	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、インターネット接続系の業務システムに関するログが適切に収集、分析、保管されていることを確かめる。	3.(3)	I	・ログの取得及び保管 についてはNo.159~ 162も関連する項目で あることから参考にする こと。
İ	ro C	0	<ul> <li>V)情報資産単位でのアクセス [制御 統括情報セキュリティ責任者又は [情報システム管理者によって、アク セス制御に関わる方針及び基準が 定められ、文書化されており、基準 に従ってアクセス制御されている。 と書を管理するサーバ等は課室 単位でのアクセス制御を実施して いる。</li> </ul>	<ul><li>□アクセス制御方針</li><li>□アクセス管理基準</li><li>□システム設計書</li><li>□機器等の設定指示書</li></ul>	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報資産の機密性レベルに応じて業務システム単位でのアクセス制御が行われていること、文書を管理するサーバ等で課室単位でのアクセス制御が実施されていることを確かめる。	3.(3)	I	・アクセス制御について はNo.221~247も関連 する項目であることから 参考にすること。

通		o. S	必	監査項目	監査資料の例		情報セキュリ ティポリシー ガイドラインの 例文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
		9	0	<ul> <li>vi) 施弱性管理</li> <li>統括情報セキュリティ責任者及び 情報システム管理者によって、OS やソフトウェアのバージョンなどが 漏れなく資産管理され、脆弱性の 所在が効率的に把握されており、 深刻度に応じて修正プログラムを 適用し、セロデイ攻撃等のソフト ウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅 速に対応されている。</li> </ul>	□情報セキュリティ関連 情報の通知記録 □脆弱性関連情報の通 知記録 □サイバー攻撃情報やインシデント情報の通知記 録 □脆弱性対応計画	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、OSやソフトウェアのバージョンなどが漏れなく資産管理され、脆弱性の所在が効率的に把握されており、深刻度に応じて修正プログラムを適用し、ゼロデイ攻撃等のソフトウェアの脆弱性を狙った攻撃に迅速に対応できるようになっているか確かめる。	3.(3)	I	・脆弱性管理についてはNo.320~324も関連する項目であることから参考にすること。
	組織的· 人的対策	7	0	i)セキュリティの継続的な検 知・モニタリング体制の整備 職員等の標的型攻撃訓練や研修 等の受講状況や結果を確認し、セ キュリティ対策の浸透状況や効果 が測定されており、その結果が フィードバッグされている。	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練に関するア ンケート	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、標的型攻撃訓練や研修等の受講状況や結果を確認し、セキュリティ対策の浸透状況や効果が測定されており、その結果がフィードバックされているか確かめる。	3.(3)	I	・標的型訓練についても計画に含めることが望ましい。
		ω	0	i)住民に関する情報をインターネット接続系に保存させない規定の整備 住民に関する情報資産は特に重要な情報資産であるため、インターネット接続系のファイルサーバに保存させないことや、一時的に保存したとしても直ちに削除すること等が規定として定められており、その規定に従い、運用がされている。	<ul><li>□ 情報資産管理基準</li><li>□ 実施手順書</li><li>□ 実施手順書</li></ul>	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、住民情報に関する情報の取扱いについて文書化され、運用されており、実際に住民情報に関する情報がインターネット接続系のファイルサーバ等に保存されていないことを確かめる。	3.(3)	I	
		0	0	iii)情報セキュリティ研修、標的型攻撃訓練、セキュリティインシデント訓練の受講職員等が情報セキュリティ研修、標的型攻撃訓練を年1回以上受講しており、情報システム管理者、情報システム担当者がセキュリティインシアナが発生した場合の訓練を年1回以上受講している。	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 □研修・訓練受講記録 □研修・訓練結果報告書 □研修・訓練に関するア ンケート	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのインタビューにより、職員等が情報セキュリティ研修、標的型攻撃訓練を年1回以上受講していること及び情報システム智理者、情報システム担当者がセキュリティインシデントが発生した場合の訓練を年1回以上受講していることを確かめる。	3.(3)	I	

No. 必須	監査項目 監査資料の例 まずが 11 - 7 - 11 - 7 - 11 - 7 - 11 - 12 - 13 - 13 - 13 - 13 - 13 - 13	監査実施の例 監査等的リンドューマは終技権場をよっ	情報セキュリ ティポリシー ガイドラインの 例文の番号	関連する JISQ27002 番号	<b>留意事項</b> のエデルバセジハブは
	 			o.3	・α セケルにおい には 推奨事項だが、β・β' モデルにおいては必須 事項となる。
(CYDER)の確実な受講 (CYDER)の確実な受講 (CYDER)の確実な受講 (CISOによって、実践的サイバー防 (創資習 (CYDER)を受講しなけれ (ばならないことが定められ、受講計 画が策定されており、また、受講計 画に従い、職員等が受講している		監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ 責任者へのインタビューにより、実践的サイ バー防御演習(CYDER)の受講計画について 文書化され、正式に承認されているか確かめ る。 また、職員等が適切に受講しており、その受講 記録が取られていることを確かめる。	3.(3)	I	
<ul> <li>I) 演習等を通じたサイバー攻撃情報やインシデント等への対策情報共有職員等が以下の演習やそれに準環員等が以下の演習やそれに準ずる演習を受講している。</li> <li>・インシデント対応訓練(基礎/高度)</li> <li>・分野横断的演習</li> </ul>	<b>撃</b>	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等がインシデント対応訓練(基礎/高度)、分野機断的領習又はそれに準ずる演習を受講しているか確かめる。	3.(3)	1	
<ul> <li>□ 自治体情報セキュリティボリシーガイドライン等の見直しを踏まえた情報セキュリティボリシーの見直し</li> <li>□ 自治体情報セキュリティボリシーイドライン等の見直し踏まえて、適時適切に情報セキュリティボリシーの見直しがされている。</li> </ul>	<b>」</b> □情報セキュリティポリ <b>当</b> シー ヴ	監査資料のレビュー又は統括情報セキュリティ 責任者へのインタビューにより、情報セキュリ ティポリシーが自治体情報セキュリティポリシー ガイドライン等の見直しを踏まえて、適時適切 に見直しがされていることを確かめる。	9.3	1	・情報セキュリティポリ シーの策定・遵守につ いては、No.334~342、 No.403~413、No.420 ~421も関連する項目 であることから参考にす ること。

'A'	項目	No.	必	監査項目	監査資料の例		情報セキュリ ティポリシー ガイドラインの 例文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
1. 組織 体制	(3)CSIRT の設置・ 役割	4	0	ii) CSIR T の設置・役割の明確化 CSIRTが設置され、部局の情報セキュリ ティインシデントについてCISOへの報 告がされている。また、CISOによって、 CSIRT及び構成する要員の役割が明確 化されている。	□情報セキュリティボリ シー □CSIRT設置要綱	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、CSIRTが設置されており、規定された役割に応じて情報セキュリティインシデントのとりまとかそCISOへの報告、報道機関等への通知、関係機関との情報共有等を行う統一的な窓口が設置されているか確かめる。また、監査資料のレビューとCISO又は構成要員へのインダビューにより、CSIRTの要員構成、役割などが明確化されており、要員はそれぞれの役割を理解しているか確かめる。	1.(9)	5.5 5.6 5.24 5.25 5.26 6.8	
5. 人的 職員 セキュ 等の リティ 連項 事項	(1) 職員等の 遵守事項 (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	の オ 井	0	i)情報セキュリティボリシー等連守 の明記 総括情報セキュリティ責任者又は情報 セキュリティが音化者によって、職員等が セキュリティボリシー及び実施手順 後達守しなければならないことが定めら れ、文書化されている。	<ul><li>□情報セキュリティボリシー</li><li>三職員等への周知記録</li></ul>	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は精報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職 員等の情報セキュリティがリン・及び実施手順の適 中や、情報セキュリティ対領について不明な点及び 遵守が困難な点等がある場合に職員等がとるべき手 順について文書化され、正式に承認されているか確 かめる。また、承認された文書が職員等に周知されて いるか確かめる。	5.1.(1) <b></b> ©	5.1	
		98	0	ii)情報セキュリティボリシー等の連中 時間等は、情報セキュリティボリシー及 び実施手順を遵守するとともに、情報セキュリティ対察について不明な点や遵 守が困難な点等がある場合、速やかに 情報セキュリティ管理者に相談し、指示 を仰げる体制になっている。	□情報セキュリティボリ シー □実施手順書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職 5.1.(1)① 員等へのインタビューにより、情報セキュリティポリ シー及び実施手順の遵守状況を確かめる。また、情 報セキュリティ対策について不明な点及び遵守が困 難な点等がある場合、職員等が選やかに情報セキュ リティ管理者に相談し、指示を仰げる体制が整備され ているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアン ケート調査を実施し、周知状況を確かめる。	5.1.(1)⊕	5.1	・職員等の情報セキュリ ティポリシーの遵守状況の 確認及び対処について は、No.334~342も関連す る項目であることから参考 にすること。
	(1) 職員等の 適・事項 (3) 業務以外 の目的で の付用の	の資 それの	0	ii)情報資産等の業務以外の目的で の使用禁止 職員等による業務以外の目的での情報 資産の特ち出し、情報ンステムへのアケ セス、電子メールアドレスの使用及びイ ンケーネットへのアクセスは行われてい ない。	□端末ログ □電子メール送受信ログ □ファイアウォールログ	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員、 等へのインタビューにより、業務以外の目的での情報 資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子 オールアレスの使用及びインターネットへのアクセス が行われていないが確かめる。必要に応じて、職員 等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)@	I	

項目	o Z	冷	監査項目	監査資料の例	監査実施の例と大学の例と	情報セキュリティポリシーガイドラインの匈女の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
(I) 職員等の 遵守事項 ③ モバイル 端末や電 膝珠や電	06	0	i) 情報資産等の外部持出制限 職員等がモバイル端末、電磁的記錄媒 / 体、情報資産及びソフトウェアを外部に E 持ち出す場合、情報セキュリティ管理者 著 により許可を得ている。	□端末等特出・特込基準  手続  □庁外での情報処理作 業基準/手続  □端末等特出・特込申請  青/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリテイ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等がモメイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合、情報セキュリテイ管理者から許可を得ているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)® (-1)	8.1 6.7 7.9	・紛失、盗難による情報漏えいを防止するため、暗号化等の適切な処置をして特出すことが望ましい。
様ならずる な出し及 び外部に び外部に おける情報を 報処理作 業の制限	16	0	ii)外部での情報処理業務の制限 職員等が外部で情報処理作業を行う場 募 合は、情報セキュリティ管理者による許 可を得ている。	□庁外での情報処理作業基準/手続     □庁外作業申請書/承認   書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職 員等へのインタビューにより、職員等が外部で情報処( 理作業を行う場合、情報セキュリティ管理者から許可 を得ているか確かめる。必要に応じて、職員等へのア ンケート調査を実施して確かめる。	5.1.(1)③ (ウ)	8.1 6.7 7.9	・情報漏えい事故を防止 するため、業務終了後は 速やかに勤務地に情報資 産を返却することが望まし い。
(1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	95	0	1)支給以外のパソコン、モバイル端 基本及び電磁的記録媒体の業務利用 / 基準及び手続 総括情報セキュリティ責任者又は情報 キャュリティ責任者によって、職員等が 業務上支給以外のパソコ、モバイル 端末及び電磁的記録媒体を利用する 場合の基準及び手続について定めら れ、文書化されている。	□端末等特出・特込基準 /手続 □支給以外のパソコン等 使用申請書/承認書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 5 は情報セキュリティ責任者へのイングビューにより、支 給以外のパソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒 体利用手順が文書化され、正式に承認されているか 確かめる。	5.1.(1)4	7.8	
西古 本 本 一 本 一 本 一 で の 本 の 本 の を の を の に の に の に の に の に の の の の の の	°6	0	ii)支給以外のパソコン、モバイル端 [五末及び電磁的記録媒体の利用制限 6 職員等が情報処理作業を行う際に支給 以外のパソコン、モバイル端未及び電 磁的記録媒体を用いる場合、当該端末 を経た、業務日上の要な場合は、総括情報で表に、業務上必要な場合は、総括情報でキュリティ責任者の定める実施手順に従い、情報セキュリティ管理者による 許可を得ている。また、機密性の高い情報では、、総報達成ではいる。また、機密性の高い情報を開いる。 計画を得ている。また、機密性の高い情報を表している。また、機密性の高い情報を引いる。また、機密性の高い情報を表している。また、機密性の高い情報をある。また、機密性の高い情報を必要を表している。また、機密性の高い情報をある。また、機密性の高い情報をある。また、機密性の高い情報をある。また、機密性の高い情報をある。また、機密性の高い情報をある。また、機密性の高い情報をある。また、機密性の高い情報をある。また、機密性の高い情報を必要を表している。また、機密性の高い情報を表している。また、機密性の高い情報をある。また、機密性の高い情報をある。	□支給以外のパンコン等 使用申請書/承認書 □支給以外のパンコン等 使用基準/実施手順書	監査資料のレビューと情報セキュリテイ管理者及び職 5 員等へのインタビューにより、職員等が情報処理作 業を行う際に支給以外のパソコン、モバイル端末及 び電磁的記録媒体を用いる場合、情報セキュリティ 管理者の許可を得ているが確かめる。また、端末ロッケ イルスチェックが行われていることや、端末ロッケ術能 及び遠隔消去機能が利用できること、機密性3の情 報資産の情報処理作業を行っていないこと、支給以 外の端末のセキュリティに関する数官を受けた者の みが利用しているか確かめる。必要に応じて、職員等 へのアンケート調査を実施して確かめる。また、手順 書に基づいて許可や利用がされているか確かめる。	5.1.(I) <b></b>	8 8 7 7 7 8 8 7 6 7 6 8 7 7 8 8 1 8 8 9 8 9 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9	
	94	0	<ul> <li>Ⅲ)支給以外のパソコン、モバイル端</li> <li>マーク接続</li> <li>吸量等が支給以外のパソコン、モバイ を ル端未及び電磁的記録媒体を庁内ネット ル端未及び電磁的記録媒体を庁内ネッ</li> <li>トワークに接続することを許可する場合 会統括情報セキュリティ責任者又は情報を 報セキュリティ責任者によって、情報漏 えい対策が講じられている。</li> </ul>	□庁外での情報処理作 業基準/手続 □支給以外のパソコン等 使用申請書/承認書 □支給以外のパソコン等 使用基準/実施手順書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職 5 員等へのインタビューにより、支給以外のバソコン、 モバイル端末及び電磁的記録媒体を庁内ネットワー がて接続することを許可する場合は、シンクライアント 環境やセキュアブラウザの使用、ファイル暗号化機能 を持つアブリケーションでの接続のみを許可する等の 情報漏えい対策が講じられているか確かめる。必要 に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確か める。	5.1.(1)4	8.20 8.21	

通	Š	冷	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリ ティポリシー ガイドラインの 例文の番号	関連する JISQ27002 番号	盟意事項
(1) 職員等の 避・事項 (5) (5) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	96	0	ii)端末等の特出・特込記録の作成 情報セキュリティ管理者によって、端末 等の持ち出し及び持ち込みの記録が作 成され、保管されている。		□端末等特出・特込基準 [監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのイ 手続 ンタビューにより、端末等の特ち出し及び特ち込みの □端末等特出・特込申請 記録が作成され、保管されているか確かめる。 書/承認書	5.1.(1)⑤	1.7	・記録を定期的に点検し、 紛失、盗難が発生してい ないか・確認することが望ま しい。
(1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	100	0	ii ) <b>加上の端末等の取扱</b> 離席時には、パソコン、モバイル端末、 電磁的記録媒体、文書等の第三者使 TX 広情報セキュリティ管理者の許可 なく情報が閲覧されることを防止するた めの適切な措置が講じられている。		監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職 5.1.(1)⑤ 員等へのインタビュー、執務室の視線により、パンコ ン、モバイル端末の画面ロックや電磁的記録媒体、 大書等の容易に閲覧された。場所への保管といっ た、情報資産の第三者使用又は情報セキュリティ管 理者の許可なく情報が閲覧されることを防止するため の適切な措置が講じられているか確かめる。必要に 応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめ る。	5.1.(1)@	2.7	
(3) 情報セ キュリテイ ポリシー 等の掲示	108	0	ii )情報セキュリティボリシー等の掲示 示情報セキュリティ管理者によって、職員 等が常に最新の情報セキュリティボリ シー及び実施手順を閲覧できるように 掲示されている。	□職員等~の周知記録	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビュー及び執務室の視察により、職員等が常に最新の情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるよう、イントラネット等に掲示されているか確かめる。	5.1.(3)	5.1	
(4)	110	0	ii) 委託事業者に対する情報セキュリティボリシー等連中の説明 ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を委託事業者に発注する場合、情報セキュリティ管理者によって、情報者 とキュリティボリン一等のうち、委託事業者及び再委託事業者が守るべきの容も、委託事業者及び再委託事業者が守るへきの容し、意守及びその機密事項が説明されている。	□ 業務委託契約書 □ 委託管理基準	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を発注する委託事業者及び再委託事業者とは中業者に対して、情報セキュリティポリシー等のうち委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されているか確かめる。	5.1.(4)	5.20	・再奏記は原則禁止であるが、例外的に再奏託を 認める場合には、再奏託 事業者における情報セ キュリティ対策が十分取ら れており、奏辞事業者と同 等の水準であることを確認 した上で許可しなければ ならない。 ・委託事業者に対して、契 約の遵守等について必要 施するこ。 ・委託に関する事項のい ては、No.337~3666関連 する項目であることから参

道	ш	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリ ティポリシー ガイドラインの 例文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
5.2. 可修: 訓練	(1)	112	0	<ul><li>i)情報セキュリティ研修・訓練の実施</li><li>ii)情報セキュリティに (CISOによって、定期的にセキュリティに 関する研修・訓練が実施されている。</li></ul>	□研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、定期的に情報セキュリティに関する研修・訓練が実施されているか確かめる。	5.2.(1)	6.3	
で 作 が が が が が が が が が が が が が が が が が が		123	0	1)情報セキュリティインシデントの報告手順 他手順 総括情報セキュリティ責任者によって、 情報セキュリティインシデントを認知した 場合の報告手順が定められ、文書化されている。	□情報セキュリテインン デント報告手順書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職 員等が情報セキュリティインシテントを認知した場合・ 又は住民等外部から情報セキュリティインシデントの 報告を受けた場合の報告ルート及びその方法が文書 化され、正式に承認されているか確かめる。	5.3.(1)~(3)	8.9	・報告ルートは、団体の意思決定ルートと整合していることが重要である。
和	(I) 市市 オンマンティ インシンディ インシンディ サトの報	124	0	1)庁内での情報セキュリティインン デントの報告 庁内で情報セキュリティインシデントが 認知された場合、報告手順に従って関 係者に報告されている。	<ul><li>□情報セキュリティインン デント報告手順書</li><li>□情報セキュリティインン デント報告書</li></ul>	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報とキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報とキュリティ管理者、情報システム管理者、職員等へのインタビューにより、報告手順に従って遅滞なく報告されているか確かめる。また、個人情報・特定個人情報の漏えい等が発生していた場合、必要に応じて個人情報保護委員会へ報告されていることを確かめる。	5.3.(1)	8.9	
5.4. ID及 びパッ スグケー ド等の 音増	(1) ICカード 等の取扱 い	130	0	iii)認証用にカード等の放置禁止 認証用にカード等を業務上必要としな いとさは、カードリーダーやパッコン等の 端末のスロット等から抜かれている。	□ICカード等取扱基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビュー並びに執務室の視察により、業務上不要な場合にカードリーダーやパソコン等の端末のスロット等から認証用のICカードやUSBトークンが抜かれているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	5.4.(1)①	5.16 5.18	
		131	0	iv)認証用にカード等の紛失時手続認証用にカード等が紛失した場合は、速やかに総括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせている。	□ICカード等取扱基準 □ICカード紛失届書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトークンが紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報ンステム管理者に通報され、指示に従わせているか確かめる。	5.4.(1)① (ウ)	5.16 5.18	
		132	0	<ul> <li>V)認証用にカード等の紛失時対応 認証用にカード等の紛失連絡があった 場合、総括情報セキュリティ責任者及び 情報システム管理者によって、当該に カード等の不正使用を防止する対応が とられている。</li> </ul>	□ICカード等取扱基準 □ICカード等管理合帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、紛失した認証用のICカードやUSBトーケンを使用したアクセス等が速やかに停止されているか確かめる。	5.4.(1)@	5.16	

留意事項	・回収時の個数を確認し、 紛失・盗難が発生していな いか・確実に確認すること が望ましい。	内閣サイバーセキュリティ センター(NISC)のハンド ブッグでは、「ログイン用パ オックでは、「ログイン用パ オワード」は、英大文字(26 種類) 小文字(26種類) + 数字(10種類) + 記号(26 数字(10種類) + 記号(26 をフンダムに使って、10桁 以上を安全圏として推奨 している。		
2002	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	内セブス種数種を以し、以び、サブスを表す。		
関連する JISQ27002 番号	5.18	5.17	5.17	5.17
情報セキュリ ティポリシー ガイドラインの 例文の番号	5.4.(1)③	5.4.(3)① ~ ◎ 5.17	5.4.(3) <b></b>	5.4.(3)@
監査実施の例	監査資料のレビューと統括情報セキュリテイ責任者又 5.4.(1)③ は情報システム管理者へのインタビューにより、認証 用のICカードやUSBトーグンを切り替える場合に切替 え前のICカードやUSBトーグンが回収され、破砕する など復元不可能な処理を行った上で廃棄されている か確かめる。	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等のパスワードについて照会等に応じたり、他人が容易に想像できるような文字列に設定したりしないように取り扱われているが確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、パスワードが流出したおそれがある場合、速やかに情報セキュリテイ管理者に報告され、パスワードが変更されているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員 等へのインタビュー、執務室の視察により、サーバ、 ネットワーク機器及びベンソコン等の端末にベスワード が記憶されていないか確かめる。必要に応じて、職員 等へのアンケート調査を実施して確かめる。
監査資料の例	□ICカード等取扱基準 □ICカード等管理台帳	□パスワード管理基準	□パスワード管理基準	□パスワード管理基準
監査項目	vi)認証用ICカード等の回収及び廃棄 棄 ICカード等を切り替える場合、統括情報 セキュリティ責任者及び情報システム管 理者によって、切替え前のカードが回 収され、不正使用されないような措置が 講じられている。	ii )パスワードの取扱い 職員等のパスワードは当該本人以外に 知られないように取扱われている。	III)パスワードの不正使用防止 パスワードが流出したおそれがある場合、不正使用されない、措置が講じられている。	vi)パスワード記憶機能の利用禁止 サーバ、ネットワーク機器及びパンコン 等の端末にパスワードが記憶されてい ない。
必	0	0	0	0
o Ž	133	138	139	142
通		(3) パスワー ドの取扱 い		